舞総総第 50 号 平成29年5月30日

舞鶴市議会議長

上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三 (公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について (報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専決処分書

専決第6号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 5 月 24 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の修理に要する費用のうち 70 パーセント相当額 (181,440円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方自動車が市道を走行中、市の管理瑕疵により生じた道路端の段差に接触し、損傷した。

3 発生年月日

平成 28 年 10 月 3 日

4 発生場所

舞鶴市字行永地内 市道行永 1 号線

専決第7号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 29 年 5 月 24 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方の治療費、休業損害、慰謝料等に係る費用のうち 30 パーセント相当額(272,145円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方が市道を歩行中、市の管理瑕疵により生じた道路橋の地覆破損箇所において、水路への転落を避けようとし、右脚を骨折した。

3 発生年月日

平成 28 年 11 月 25 日

4 発生場所

舞鶴市字引土地内

市道愛宕通線